（法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第六条　法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　次のいずれにも該当する者であること。

イ　生活困窮者居住支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における世帯収入額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ　（略）

二　（略）

（法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間）

第八条の二　法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。ただし、心身の状況、地域社会からの孤立の状況、生活の状況その他の同号に掲げる事業を利用しようとする者の状況を勘案して都道府県等が必要と認める場合にあっては、当該状況を勘案して都道府県等が定める期間とすることができる。

（法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第八条の三　法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助（第十一条第一項第一号の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給（以下「家賃相当額の支給」という。）を除く。）、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。

（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条　法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　社会福祉法人

二　一般社団法人又は一般財団法人

三　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二条第一項に規定する消費生活協同組合（同法第十条第三項に規定する消費生活協同組合にあっては、同項ただし書の行政庁の承認を受けたものに限る。）

四　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

五　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二条第一項に規定する労働者協同組合

六　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（前各号に該当するものを除く。）

七　前各号に掲げるもののほか、都道府県等が適当と認めるもの

（法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第六条　法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　次のいずれにも該当する者であること。

イ　生活困窮者一時生活支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ　（略）

二　（略）

（法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間）

第八条の二　法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。

（法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第八条の三　法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。

（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条　法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二条第一項に規定する消費生活協同組合（同法第十条第三項に規定する消費生活協同組合にあっては、同項ただし書の行政庁の承認を受けたものに限る。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二条第一項に規定する労働者協同組合その他都道府県等が適当と認めるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）